

時間外労働上限規制や改正改善基準告示を踏まえた労働時間管理方法

寄稿

全国社会保険労務士会連合会 働き方改革推進特別委員会委員 特定社会保険労務士 石原 清美氏

粘り強く自社の問題点をあぶり出し

諦めずに適正な労働時間管理の実現を

この4月から自動車運送業者の時間外労働上限規制(年960時間)と、一マに、社会保険労務士会連合会(労働改正「自動車運送業者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)が適用されています。いわゆる「物」が適用されています。今回は、時間外労働上限規制や改正改善基準告示を踏まえた労働時間管理方法について、今回から、3回にわたり「労働時間管理方法」を、特定社会保険労務士の石原清美氏に寄稿いただきます。

はじめに

「働き方改革」による自動車運送業者の時間外労働上限規制は、「自動車運送業者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)とともに、令和6(2024)年4月から適用が開始されました。適用後数か月が経過した現在、社会保険労務士への相談・質問が増えているのが、「2024年問題」への対応についてです。

お問い合わせ内容に関しては、「現状のままの取り組みでも問題はないのか」、「2024年問題対策のために行わなければならない労務上の対策はない」との声も聞かれます。

時間外労働上限規制の

「一般労働者」と「自動車運送業者」との違い

平成30年の働き方関連法改正にあたり、自動車運送業者と一般労働者の時間外労働上限規制は同じ

図1 「貨物自動車運送事業に従事する自動車運送業者の1箇月についての拘束時間の延長に関する協定書」(トラック運転者)

(参考) 1箇月及び1年の拘束時間の延長に関する協定書(例)(トラック運転者)

〇〇運輸株式会社代表取締役〇〇〇〇と〇〇運輸労働組合執行委員長〇〇〇〇(〇〇運輸株式会社労働者代表〇〇〇〇)は、「自動車運送業者の労働時間等の改善のための基準」第4条第1項第1号ただし書の規定に基づき、拘束時間に関し、下記のとおり協定する。

記

1 本協定の適用対象者は、トラックの運転の業務に従事する者とする。

2 1箇月及び1年の拘束時間は下の表のとおりとする。なお、各月の起算日は1日とする。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間計
295時間	284時間	245時間	267時間	300時間	260時間	250時間	295時間	310時間	300時間	284時間	310時間	3,400時間

3 本協定の有効期間は、〇年4月1日から〇年3月31日までとする。

4 本協定に基づき1箇月及び1年の拘束時間を延長する場合においても、1箇月の時間外休日労働時間数が100時間未満となるよう努めるものとする。

5 本協定に定める事項について変更する必要がある場合には、14日前までに協議を行い、変更を行うものとする。

〇年〇月〇日

以上

〇〇運輸労働組合執行委員長 〇〇〇〇 印
〇〇運輸株式会社労働者代表 〇〇〇〇 印
〇〇運輸株式会社代表取締役 〇〇〇〇 印

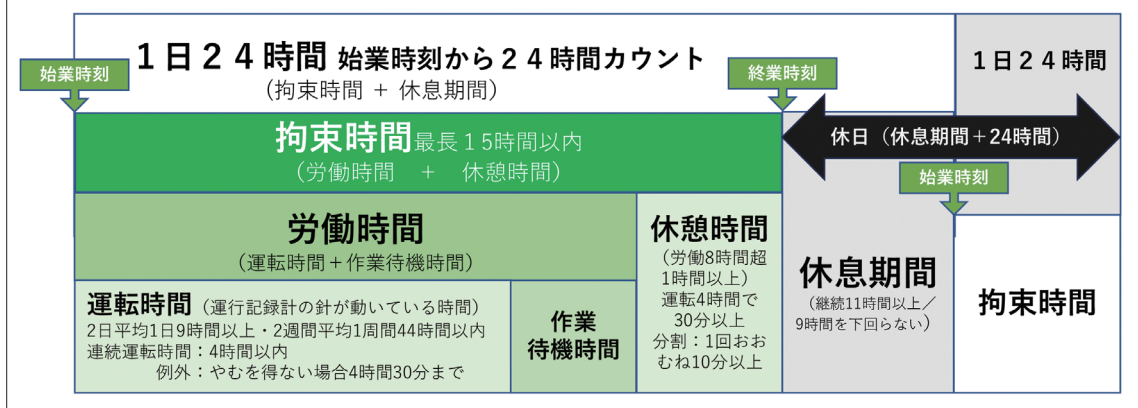
出典：厚生労働省「トラック運転者の労働時間等の改善基準のポイント」(2023年10月)

.. 6か月以下の懲役もしくは30万円以下の罰金」が科されます。

しかし、貨物を輸送するトラック運転者の時間外労働時間については、年間の上限規制(960時間)はあるものの、月間の上限規制は設けられていません。それは、繁忙期や閑散期がある業務もあり、月々の労働時間に差が出てくるため、1か月ごとの上限時間が示されなかったのではないかと解釈しています。

また、36協定(労基法第36条に基づく労使協定)作成時に締結する貨物自動車運送事業に従事する自動車運送業者の1箇月についての拘束時間の延長に関する協定書(図

図2 トラックドライバーにおける労働時間の考え方



一般労働者の時間外労働上限規制時間は「年720時間以内」で、その中に法定休日労働時間(労基法第35条・法定休日)が含まれますが、自動車運送業者の「年960時間以内」には、法定休日労働時間が含まれません。

一般的に休日といえは、会社が指定する休日である「所定休日」を指すことが多いですが、休日中に法定休日労働時間(労基法第35条・法定休日)が含まれますが、自動車運送業者の「年960時間以内」には、法定休日労働時間が含まれません。

改善基準告示などの労働時間は、ドライバーがデジタルコックピットを操作して記録される部分と、ドライバーが記録しない部分とに分かれます。デジタルコックピットは、法的に抵触している部分と、法的に抵触していない部分とに分かれます。デジタルコックピットは、法的に抵触している部分と、法的に抵触していない部分とに分かれます。

時間外労働上限規制と

法定休日との関連性

改善基準告示などの労働時間は、ドライバーがデジタルコックピットを操作して記録される部分と、ドライバーが記録しない部分とに分かれます。デジタルコックピットは、法的に抵触している部分と、法的に抵触していない部分とに分かれます。

改善基準告示の改正と

正しい労働時間管理

改善基準告示などの労働時間は、ドライバーがデジタルコックピットを操作して記録される部分と、ドライバーが記録しない部分とに分かれます。デジタルコックピットは、法的に抵触している部分と、法的に抵触していない部分とに分かれます。

終わりに

現状での改善すべき点は、会社によって違いがありますが、自社の改善点を明らかにし、順次ひとつずつ対応していくことが肝要です。

トラック運送事業者は、法律に則して自動車運送業者の労働時間をカウントすると、例えば、「週休2日制で、月曜から金曜まで出勤し、土曜・日曜が休日にもかかわらず、土・日両日も出勤した場合」では、週40時間を超えた土曜の労働時間は「時間外労働時間」となります。また、日曜は「法定休日」とみなされるため、日曜日の労働時間は「休日労働時間」となります。

図2では、自著『売上・利益を維持し、ドライバーを定着させる——中小企業のためのトラック運送業の時間外労働削減の実務』(第一法規(株))を基に、トラックドライバーの労働時間の考え方をまとめています。